

# 役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 聖家族の園

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族の園(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は次のとおりとする。

会議等の出席1回につき 3,000円

2 役員等1人あたりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、研修等の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額相当とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当 支給しない

宿泊料 1泊につき実費相当額

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、平成20年1月1日より施行する。

この規程は、令和1年12月1日一部改正

この規程は、令和5年1月1日一部改正